

令和元年10月6日執行
むつ市議会議員一般選挙

選挙公営手続様式

(選挙運動用自動車の使用の公営)

むつ市選挙管理委員会

様式

- 様式第1号 選挙運動用自動車の使用の契約届出書
- 様式第2号 選挙運動用自動車燃料代確認申請書
- 様式第3号 選挙運動用自動車燃料代確認書
- 様式第4号
 - その1 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）
 - その2 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）
 - その3 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）
- 様式第5号 請求書
 - （別紙）その1（一般乗用旅客自動車運送事業者の自動車）
 - （別紙）その2
 - （1）自動車借入
 - （2）燃料代
 - （3）運転手
- 選挙運動用自動車使用契約書（一般乗用旅客自動車運送業者との契約による場合）
- 選挙運動用自動車使用契約書（一般運送契約以外の契約である場合）
- 選挙運動用自動車燃料供給契約書
- 選挙運動用自動車運転手雇用契約書

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和 年 月 日

むつ市選挙管理委員会
委員長 畑 中 政 勝 様

令和元年10月6日執行 むつ市議会議員一般選挙

候補者氏名 ㊟

記

1 一般乗用旅客自動車運送業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額(円)	

2 一般運送契約以外の契約である場合

区分 項目	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額(円)	
自動車 の借入れ					
運転手 の雇用					
燃料代					

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、むつ市議会議員及びむつ市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

令和 年 月 日

むつ市選挙管理委員会
委員長 畑 中 政 勝 様

令和元年10月6日執行 むつ市議会議員一般選挙

候補者氏名 ㊟

記

- 1 契約年月日 令和 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつてはその代表者氏名 _____
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 _____
- 4 確認申請金額 _____ 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	円	円
今回の購入金額 (b)	円	円
燃料代計 (a)+(b)	円	円
備 考		

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者からむつ市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。

確認番号	
------	--

選挙運動用自動車燃料代確認書

むつ市議会議員及びむつ市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和 年 月 日

むつ市選挙管理委員会 委員長 畑 中 政 勝 印

記

- 令和元年10月6日執行 むつ市議会議員一般選挙
- 候補者の氏名 _____
- 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の
自動車登録番号又は車両番号 _____
- 確認金額 _____ 円

備考

- この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払いの請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、むつ市に支払を請求することはできません。

選挙管理委員会発行

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和元年10月6日執行 むつ市議会議員一般選挙

候補者氏名 ㊟

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○を してください。)	1 一般乗用旅客自動車運送 事業者との運送契約によ る場合	2 左に掲げる場合以 外の場合	
運送事業者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	
	令和 年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等がむつ市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、むつ市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	51,500円
(2) (1)以外の場合	13,390円
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には公費負担の対象となるのは、候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、むつ市に支払を請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

次のとおり選挙運動用自動車に燃料を使用したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和元年10月6日執行 むつ市議会議員一般選挙

候補者氏名

㊦

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料を供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和 年 月 日		リットル	円	
令和 年 月 日		リットル	円	
令和 年 月 日		リットル	円	
令和 年 月 日		リットル	円	
令和 年 月 日		リットル	円	
令和 年 月 日		リットル	円	
令和 年 月 日		リットル	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の給付を受けた日付、燃料の給付を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者がむつ市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、むつ市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

次のとおり選挙運動用自動車の運転手を使用したものであることを証明します。

令和 年 月 日

令和元年10月6日執行 むつ市議会議員一般選挙

候補者氏名 ㊦

記

運転手の氏名及び住所		
雇用年月日	報酬の額	備考
令和 年 月 日	円	
令和 年 月 日	円	
令和 年 月 日	円	
令和 年 月 日	円	
令和 年 月 日	円	
令和 年 月 日	円	
令和 年 月 日	円	
令和 年 月 日	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手がむつ市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、むつ市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて10,000円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、むつ市に支払を請求することはできません。

請 求 書

むつ市議会議員及びむつ市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

令和 年 月 日

むつ市長 宮 下 宗一郎 様

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名

㊤

記

- 1 請求金額 _____ 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和元年10月6日執行 むつ市議会議員一般選挙
- 4 候補者の氏名 _____
- 5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、むつ市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

様式第5号 (別紙)その1

請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和 年 月 日	円× 台 = 円	円× 台 = 円	円	
令和 年 月 日	円× 台 = 円	円× 台 = 円	円	
令和 年 月 日	円× 台 = 円	円× 台 = 円	円	
令和 年 月 日	円× 台 = 円	円× 台 = 円	円	
令和 年 月 日	円× 台 = 円	円× 台 = 円	円	
令和 年 月 日	円× 台 = 円	円× 台 = 円	円	
令和 年 月 日	円× 台 = 円	円× 台 = 円	円	
計			円	

備考

「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第5号 (別紙)その2

請求内訳書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和 年 月 日	円× 台 = 円	円× 台 = 円	円	
令和 年 月 日	円× 台 = 円	円× 台 = 円	円	
令和 年 月 日	円× 台 = 円	円× 台 = 円	円	
令和 年 月 日	円× 台 = 円	円× 台 = 円	円	
令和 年 月 日	円× 台 = 円	円× 台 = 円	円	
令和 年 月 日	円× 台 = 円	円× 台 = 円	円	
令和 年 月 日	円× 台 = 円	円× 台 = 円	円	
計			円	

備考

「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

様式第5号 (別紙)その2

(2) 燃 料 代

販 売 年 月 日	燃 料 の 供 給 受 け た 選 挙 運 動 用 自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	販 売 金 額 (ア)	基 準 限 度 額 (イ)	請 求 金 額	備 考
令和 年 月 日		= 円 × <small>リットル 円</small>			
令和 年 月 日		= 円 × <small>リットル 円</small>			
令和 年 月 日		= 円 × <small>リットル 円</small>			
令和 年 月 日		= 円 × <small>リットル 円</small>			
令和 年 月 日		= 円 × <small>リットル 円</small>			
令和 年 月 日		= 円 × <small>リットル 円</small>			
令和 年 月 日		= 円 × <small>リットル 円</small>			
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

様式第5号 (別紙)その2

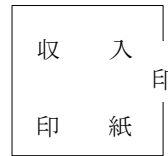
(3) 運転手

雇 用 年 月 日	報 酬(ア)	基 準 限 度 額(イ)	請 求 金 額	備 考
令和 年 月 日	円	円	円	
令和 年 月 日	円	円	円	
令和 年 月 日	円	円	円	
令和 年 月 日	円	円	円	
令和 年 月 日	円	円	円	
令和 年 月 日	円	円	円	
令和 年 月 日	円	円	円	
計			円	

備考

「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

(一般乗用旅客自動車運送業者との契約による場合)



選挙運動用自動車使用契約書

(甲) 候補者氏名

(乙) 自動車所有者名

上記の甲、乙は選挙運動用自動車使用について、次のとおり契約を締結する。

(契約の要項)

第1条 契約する自動車は下記のとおりとする。

- 種類
- 車名
- 年式
- 車体番号
- 登録番号
- 契約金額 金 円 (消費税込)

2 本契約に係る納車場所及び契約期間は次のとおりとする。

- 納車場所 甲の指定する場所
- 契約期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(契約対象品の納入)

第2条 乙は、甲の指示により契約対象品 (以下「現品」という。) を甲の定める期日までに納車するものとする。

(代金支払)

第3条 乙は、契約内容に基づく現品を甲に納入、承認を得るものとし、代金支払については次のとおりとする。

- 公職選挙法第93条 (供託物没収) に該当しないで、かつ基準限度額である360,500円 (以下「基準限度額」という。) 以内の場合、乙はその全額をむつ市に請求するものとし、むつ市は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。ただし、基準限度額を超える金額については、甲に請求するものとする。
- 公職選挙法第93条 (供託物没収) に該当した場合、乙はその全額を甲に請求するものとし、むつ市に対して請求はできないものとする。

(契約の解除)

第4条 乙が、正当な理由なくして本契約の各条項に違反した場合または、乙が本契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めた場合、甲はこの契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第5条 前項の規定により本契約が解除され、甲に損害が生じたとき乙は、損害賠償の責めを負うものとする。

(疑義等の決定)

第6条 この契約に定めのない事項及び、この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲)

Ⓜ

(乙)

Ⓜ

(一般運送契約以外の契約である場合)

選挙運動用自動車使用契約書

(甲) 候補者氏名

(乙) 自動車所有者名

上記の甲、乙は選挙運動用自動車使用について、次のとおり契約を締結する。

(契約の要項)

第1条 契約する自動車は下記のとおりとする。

- (1) 種類
- (2) 車名
- (3) 年式
- (4) 車体番号
- (5) 登録番号
- (6) 契約金額 金 円 (消費税込)

2 本契約に係る納車場所及び契約期間は次のとおりとする。

- (1) 納車場所 甲の指定する場所
- (2) 契約期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(契約対象品の納入)

第2条 乙は、甲の指示により契約対象品 (以下「現品」という。) を甲の定める期日までに納車するものとする。

(代金支払)

第3条 乙は、契約内容に基づく現品を甲に納入、承認を得るものとし、代金支払については次のとおりとする。

- (1) 公職選挙法第93条 (供託物没収) に該当しないで、かつ基準限度額である93,730円 (以下「基準限度額」という。) 以内の場合、乙はその全額をむつ市に請求するものとし、むつ市は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。ただし、基準限度額を超える金額については、甲に請求するものとする。
- (2) 公職選挙法第93条 (供託物没収) に該当した場合、乙はその全額を甲に請求するものとし、むつ市に対して請求はできないものとする。

(契約の解除)

第4条 乙が、正当な理由なくして本契約の各条項に違反した場合または、乙が本契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めた場合、甲はこの契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第5条 前項の規定により本契約が解除され、甲に損害が生じたとき乙は、損害賠償の責めを負うものとする。

(疑義等の決定)

第6条 この契約に定めのない事項及び、この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲)

①

(乙)

①

選挙運動用自動車燃料供給契約書

(甲) 候補者氏名

(乙) 燃料供給業者名

上記の甲、乙は選挙運動用自動車燃料の供給について、次のとおり契約を締結する。

(契約の要項)

第1条 契約する品名、単価等は下記のとおりとする。

(1) 品名

(2) 単価 円/ℓ (消費税込)

2 本契約に係る納入場所及び契約期間は次のとおりとする。

(1) 納入場所 甲の指定する場所

(2) 契約期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(契約対象品の納入)

第2条 乙は、甲の発注の指示により契約対象品（以下「現品」という。）を納入するものとする。この場合、乙は直ちに納品書をもってその旨を甲に通知するものとする。

(代金支払)

第3条 乙は、契約期間中に納入した分を取りまとめたうえ、甲の承認を得るものとし、代金支払については、次のとおりとする。

(1) 公職選挙法第93条（供託物没収）に該当しないで、かつ基準限度額である

50,470円（以下「基準限度額」という。）以内の場合、乙はその全額をむつ市に請求するものとし、むつ市は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。ただし、基準限度額を超える金額については、甲に請求するものとする。

(2) 公職選挙法第93条（供託物没収）に該当した場合、乙はその全額を甲に請求するものとし、むつ市に対して請求はできないものとする。

(契約の解除)

第4条 乙が、正当な理由なくして本契約の各条項に違反した場合または、乙が本契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めた場合、甲はこの契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第5条 前項の規定により本契約が解除され、甲に損害が生じたとき乙は、損害賠償の責めを負うものとする。

(疑義等の決定)

第6条 この契約に定めのない事項及び、この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲)

㊟

(乙)

㊟

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

収 入 印
印 紙

(甲) 雇用者(候補者)

(乙) 労 務 者

上記当事者間において、選挙運動用自動車運転について、次のとおり契約を締結する。

1. 運 転 手

- (1) 住 所
- (2) 氏 名
- (3) 生年月日
- (4) 電話番号

2. 雇用期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

3. 勤務内容

選挙運動用自動車運転手

4. 賃 金

1日当たり 円とする。

5. 代金支払

次の条項により支払うものとする。

- (1) 公職選挙法第93条（供託物没収）に該当しないで、かつ基準限度額である70,000円（以下「基準限度額」という。）以内の場合、乙はその全額をむつ市に請求するものとし、むつ市は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。
- (2) 公職選挙法第93条（供託物没収）に該当した場合、乙はその全額を甲に請求するものとし、むつ市に対して請求はできないものとする。

令和 年 月 日

雇用者（候補者）

㊟

労 務 者

㊟